

令和7年9月第439回定例福井県議会議案

福 井 県

目 次

第64号議案	令和7年度福井県一般会計補正予算（第2号）	(1)
第65号議案	令和7年度福井県災害救助基金特別会計補正予算（第1号）	(13)
第66号議案	福井県県税条例および福井県核燃料税条例の一部改正について	(17)
第67号議案	福井県職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について	(23)
第68号議案	福井県公告式条例の一部改正について	(29)
第69号議案	福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について	(31)
第70号議案	外郭団体の健全な運営の確保を図るための議会のかかわり方を定める条例の一部改正について	(33)
第71号議案	福井県民生委員定数条例の一部改正について	(35)
第72号議案	損害賠償額の決定および和解について	(37)
第73号議案	県有財産の取得について	(39)
第74号議案	県有財産の取得について	(41)
第75号議案	県有財産の取得について	(43)
第76号議案	勝山高校特別教室棟リノベーション建築工事請負契約の締結について	(45)
第77号議案	権利の放棄について	(47)
第78号議案	令和6年度福井県歳入歳出決算の認定について	(49)
第79号議案	令和6年度公営企業会計における剰余金の処分および決算の認定について	(51)
報告第56号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	(53)
報告第57号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	(57)
報告第58号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	(61)

目 次

報告第59号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	（ 65）
報告第60号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	（ 69）
報告第61号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	（ 73）
報告第62号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	（ 77）
報告第63号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	（ 81）
報告第64号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	（ 85）
報告第65号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	（ 89）
報告第66号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	（ 93）
報告第67号	令和6年度福井県内部統制評価の報告について	（ 97）
報告第68号	健全化判断比率の報告について	（ 99）
報告第69号	資金不足比率の報告について	（101）
報告第70号	令和6年度公立大学法人福井県立大学業務実績評価の結果について	（103）
報告第71号	第3期中期目標期間中の公立大学法人福井県立大学業務実績評価の結果について	（105）

予 算 案 説 明 書

一 般 会 計

歳入歳出予算事項別明細書	（107）
--------------	-------

特 別 会 計	（163）
---------	-------

令和7年度福井県の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,759,252千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ510,638,903千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加は、「第4表地方債補正」による。

2 地方債の変更は、「第4表の1地方債補正」による。

令和7年9月3日提出

福井県知事 杉 本 達 治

第1表 歳入歳出予算補正 歳入 (単位 千円)				
款	項	補正前の額	補正額	計
7	分担金および負担金	1,899,890	7,745	1,907,635
	1 負担金	1,899,890	7,745	1,907,635
8	使用料および手数料	5,186,615	33,319	5,219,934
	2 手数料	1,137,793	33,319	1,171,112
9	国庫支出金	66,015,839	1,471,001	67,486,840
	1 国庫負担金	33,826,038	240,897	34,066,935
	2 国庫補助金	30,585,476	1,229,904	31,815,380
	3 委託金	1,604,325	200	1,604,525
10	財産収入	1,240,090	4,274	1,244,364
	1 財産運用収入	748,117	4,274	752,391
11	寄附金	269,770	19,102	288,872
	1 寄附金	269,770	19,102	288,872
12	繰入金	11,677,935	△805,876	10,872,059
	2 公営企業会計繰入金	135,664	36,039	171,703
	3 基金繰入金	11,231,730	△841,915	10,389,815
13	繰越金	1,854,257	2,592,038	4,446,295

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 繰越金	1,854,257	2,592,038	4,446,295
14 諸収入		35,912,496	61,649	35,974,145
	3 貸付金元利収入	30,485,716	15,000	30,500,716
	4 受託事業収入	541,548	20,605	562,153
	7 雑入	2,682,786	26,044	2,708,830
15 県債		48,883,000	376,000	49,259,000
	1 県債	48,883,000	376,000	49,259,000
補正されなかった款に係る額		333,939,759		333,939,759
歳入合計		506,879,651	3,759,252	510,638,903

歳 出		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		45,431,892	591,306	46,023,198
	1 総務管理費	13,442,216	105,553	13,547,769
	2 企画費	17,194,137	485,753	17,679,890
3 民生費		50,685,197	938,049	51,623,246
	1 社会福祉費	33,072,276	314,195	33,386,471
	2 児童福祉費	16,643,946	604,284	17,248,230
	3 生活保護費	488,943	15,124	504,067
	4 災害救助費	50,597	1,875	52,472
	5 自然保護費	429,435	2,571	432,006
4 衛生費		27,648,641	594,697	28,243,338
	1 公衆衛生費	16,930,129	118,271	17,048,400
	2 環境衛生費	994,935	682	995,617
	3 保健所費	181,847	2,599	184,446
	4 医薬費	9,541,730	473,145	10,014,875
6 農林水産費		28,357,561	159,646	28,517,207
	1 農業費	10,251,221	55,424	10,306,645

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 農地費	10,345,431	102,887	10,448,318
	4 林業費	5,063,627	1,335	5,064,962
7 商工費		43,320,491	34,268	43,354,759
	1 商業費	35,365,223	15,200	35,380,423
	4 観光費	2,560,095	19,068	2,579,163
8 土木費		52,218,911	267,046	52,485,957
	2 道路橋りょう費	26,976,419	185,600	27,162,019
	3 河川海岸費	14,150,082	44,835	14,194,917
	4 港湾費	2,863,162	1,261	2,864,423
	5 都市計画費	1,312,341	35,350	1,347,691
9 警察費		25,091,233	42,695	25,133,928
	1 警察管理費	22,772,062	38,043	22,810,105
	2 警察活動費	2,319,171	4,652	2,323,823
10 教育費		101,735,694	512,899	102,248,593
	1 教育総務費	17,103,468	56,900	17,160,368
	3 高等学校費	19,303,850	396,383	19,700,233
	4 特別支援学校費	8,789,311	38,709	8,828,020
	5 大学費	7,797,840	11,572	7,809,412

	7 社会教育費	4,874,385	9,335	4,883,720
11 災害復旧費		8,324,051	218,646	8,542,697
	3 農林水産施設災害復旧費	1,123,133	40,000	1,163,133
	4 土木施設災害復旧費	7,200,918	178,646	7,379,564
14 予備費		300,000	400,000	700,000
	1 予備費	300,000	400,000	700,000
補正されなかった款に係る額		123,765,980		123,765,980
歳出合計		506,879,651	3,759,252	510,638,903

第2表 継続費補正（変更）

（単位 千円）

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
災害復旧費	土木施設災害復旧費	河川等災害復旧事業費 （木の勢谷川 大野市上打波地係 砂防堰堤工）	419,824	令和5年度	150,000	550,000	令和5年度	150,000
				令和6年度	100,000		令和6年度	100,000
				令和7年度	169,824		令和7年度	280,000
				令和8年度			令和8年度	20,000

第3表 債務負担行為補正（追加）

（単位 千円）

事 項	期 間	限 度 額
越前ものづくりの里プロジェクト事業費	令和8年度～令和11年度	39,618
道路新設改良事業費（県単）	令和8年度	356,500
道路維持事業費（県単）	令和8年度	800,000
雪寒機械整備事業費	令和8年度	399,000
河川改良事業費	令和8年度	45,000
河川改良事業費（県単）	令和8年度	260,000
砂防事業費（県単）	令和8年度	39,500
海岸保全事業費（県単）	令和8年度	500
港湾建設事業費（県単）	令和8年度	43,500
福井空港再整備事業費	令和8年度	59,945

第4表 地方債補正（追加）

（単位 千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
ブランド推進事業費	71,000	普通貸借または 証券発行 (政府資金、その他)	7.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地 方公共団体金融機構資金に ついて、利率の見直しを行 った後においては、当該見 直し後の利率)	償還年限30年以内 (うち据置期間5年以内)
嶺南振興局費	30,000	//	//	
合計	101,000			

第4表の1 地方債補正（変更）

（単位 千円）

起債の目的	補正前			補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域鉄道支援事業費	8,000	普通貸借 または 証券発行 〔政府資金、 その他〕	7.0%以内 〔ただし、利率見直し 方式で借り入れる 政府資金及び地 方公共団体金融機 構資金について、 利率の見直しを 行った後において は、当該見直し後 の利率〕	償還年限30年以内 (うち据置期間5年以内)	58,000	普通貸借 または 証券発行 〔政府資金、 その他〕	7.0%以内 〔ただし、利率見直し 方式で借り入れる 政府資金及び地 方公共団体金融機 構資金について、 利率の見直しを 行った後において は、当該見直し後 の利率〕	償還年限30年以内 (うち据置期間5年以内)
ふくい健康の森整備費	37,000	//	//		106,000	//	//	
土地改良事業費	1,443,000	//	//		1,465,000	//	//	
道路事業費	8,585,000	//	//		8,625,000	//	//	
河川事業費	3,681,000	//	//		3,694,000	//	//	
国直轄港湾事業費	261,000	//	//		262,000	//	//	
街路事業費	199,000	//	//		208,000	//	//	
県立大学施設整備費	3,150,000	//	//		3,161,000	//	//	
過年発生河川等災害復旧費（公共）	552,000	//	//		612,000	//	//	
合計	17,916,000				18,191,000			

令和7年度福井県災害救助基金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,076千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49,614千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月3日提出

福井県知事 杉 本 達 治

別 表 歳入歳出予算補正		歳 入			(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計	
2 財産収入		1,316	2,076	3,392	
	1 財産運用収入	1,316	2,076	3,392	
補正されなかった款に係る額		46,222		46,222	
歳 入 合 計		47,538	2,076	49,614	

歳 出		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1 民生費		47,538	2,076	49,614
	1 災害救助基金	47,538	2,076	49,614
歳 出 合 計		47,538	2,076	49,614

第66号議案

福井県県税条例および福井県核燃料税条例の一部改正について

福井県県税条例および福井県核燃料税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年9月3日提出

福井県知事 杉本達治

福井県条例第 号

福井県県税条例および福井県核燃料税条例の一部を改正する条例

(福井県県税条例の一部改正)

第1条 福井県県税条例(昭和25年福井県条例第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公示送達)</p> <p>第10条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項(同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)</u>を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、<u>公示事項が記載された書面を課税地を管轄する県税事務所等(県民税の配当割および株式等譲渡所得割、軽油引取税、自動車税の環境性能割および種別割(法第177条の10第1項の規定により課する自動車税の種別割に限る。)</u>ならびに第4条第1項第2号に掲げる事項に関する書類にあっては福井県福井県税事務所、県たばこ税に関する書類にあっては本庁舎。<u>以下この条において同じ。)</u>の掲示場に<u>掲示し、または公示事項を県税事務所等に</u></p>	<p>(公示送達)</p> <p>第10条 法第20条の2の規定による公示送達は、課税地を管轄する県税事務所等(県民税の配当割および株式等譲渡所得割、軽油引取税、自動車税の環境性能割および種別割(法第177条の10第1項の規定により課する自動車税の種別割に限る。))ならびに第4条第1項第2号に掲げる事項に関する書類にあっては福井県福井県税事務所、県たばこ税に関する書類にあっては本庁舎)の掲示場に<u>掲示して行う。</u></p>

設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする。

(納税証明書の交付請求等)

第11条 施行規則第1条の9第2号の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

第135条の14 (略)

2 前項の規定により環境性能割の減免を受けようとする者は、第135条の5第1項の規定により当該自動車の取得の事実を申告する日から1月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、知事に提出するとともに、規則で定める書類および道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者等もしくは生計同一者等の運転免許証（以下この条において「運転免許証」という。）またはこれらの者の免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下同じ。）を提示しなければならない。ただし、前項第1号に該当する自動車を取得した身体障害者等については、減免を必要とする理由を証明する書類の提出を要しないものとする。

(1)~(4) (略)

(5) 運転免許証または道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下「免許情報記録」という。）の番号および有効期限ならびに運転免許の年月日、種類および条件が付されている場合にはその条件

(6)・(7) (略)

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された道路交通法第95条の2第2項に規定する特定免許情報（以下「特定免許情報」という。）を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第150条 (略)

2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により徴収されるものにあつては納期限までに（賦課期日から当該賦課期日の属する年度の末日までの間において同項各号のいずれかに該当することとなった自動車に係るものにあつては、その都度）、証紙徴収の方法により徴収されるものにあつてはその税金を払い込むこととされている日から1月以内に（当該税

(納税証明書の交付請求等)

第11条 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

第135条の14 (略)

2 前項の規定により環境性能割の減免を受けようとする者は、第135条の5第1項の規定により当該自動車の取得の事実を申告する日から1月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、知事に提出するとともに、規則で定める書類および道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者等または生計同一者等の運転免許証（以下この条において「運転免許証」という。）を提示しなければならない。ただし、前項第1号に該当する自動車を取得した身体障害者等については、減免を必要とする理由を証明する書類の提出を要しないものとする。

(1)~(4) (略)

(5) 運転免許証の番号、交付年月日および有効期限ならびに運転免許の種類および条件が付されている場合にはその条件

(6)・(7) (略)

第150条 (略)

2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により徴収されるものにあつては納期限までに（賦課期日から当該賦課期日の属する年度の末日までの間において同項各号のいずれかに該当することとなった自動車に係るものにあつては、その都度）、証紙徴収の方法により徴収されるものにあつてはその税金を払い込むこととされている日から1月以内に（当該税

金の納付の日から当該納付の日の属する年度の末日までの間において同項各号のいずれかに該当することとなった自動車に係るものにあつては、その都度)、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、知事に提出するとともに、規則で定める書類および道路交通法第92条の規定により交付された身体障害者等もしくは生計同一者等の運転免許証(以下この条において「運転免許証」という。)またはこれらの者の免許情報記録個人番号カードを提示しなければならない。ただし、同項第1号に該当する自動車を所有する身体障害者等については、減免を必要とする理由を証明する書類の提出を要しないものとする。

(1)~(3) (略)

(4) 運転免許証または免許情報記録の番号および有効期限ならびに運転免許の年月日、種類および条件が付されている場合にはその条件

(5)・(6) (略)

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

4 第2項の場合において、種別割の減免を受けようとする者が、当該自動車につき、前年度に第1項の規定により種別割の減免を受けたときまたは第135条の14第1項の規定により環境性能割の減免を受けたときは、第2項の規定にかかわらず、同項に規定する規則で定める書類および運転免許証または免許情報記録個人番号カードの提示を要しないものとする。

5 (略)

附 則

(狩猟税の税率の特例)

第16条の3 平成27年4月1日から令和11年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第56条に規定する申請書(以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。)を提出する日前1年以内の期間(以下この条において「特定捕獲等期間」という。)に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等(以下この条において「許可捕獲等」という。)を行った場合における狩猟税の税率は、第207条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率(以下この項において「軽減税率」という。)とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録(以下この項において「軽減税率適用登録」という。)の要件を満たす者が、

金の納付の日から当該納付の日の属する年度の末日までの間において同項各号のいずれかに該当することとなった自動車に係るものにあつては、その都度)、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、知事に提出するとともに、規則で定める書類および道路交通法第92条の規定により交付された身体障害者等または生計同一者等の運転免許証(以下この条において「運転免許証」という。)を提示しなければならない。ただし、同項第1号に該当する自動車を所有する身体障害者等については、減免を必要とする理由を証明する書類の提出を要しないものとする。

(1)~(3) (略)

(4) 運転免許証の番号、交付年月日および有効期限ならびに運転免許の種類および条件が付されている場合にはその条件

(5)・(6) (略)

3 前項の場合において、種別割の減免を受けようとする者が、当該自動車につき、前年度に第1項の規定により種別割の減免を受けたときまたは第135条の14第1項の規定により環境性能割の減免を受けたときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する規則で定める書類および運転免許証の提示を要しないものとする。

4 (略)

附 則

(狩猟税の税率の特例)

第16条の3 平成27年4月1日から令和11年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第56条に規定する申請書(以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。)を提出する日前1年以内の期間(以下この条において「特定捕獲等期間」という。)に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等(以下この条において「許可捕獲等」という。)を行った場合における狩猟税の税率は、第207条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率(以下この項において「軽減税率」という。)とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録(以下この項において「軽減税率適用登録」という。)の要件を満たす者が、

<p>特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第2条第10項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（県民税の法人税割の税率の特例）</p> <p>第17条 昭和51年5月1日から令和13年4月30日までの間に終了する各事業年度分の法人税割の税率は、第32条の規定にかかわらず、100分の1.8とする。</p>	<p>特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（県民税の法人税割の税率の特例）</p> <p>第17条 昭和51年5月1日から令和8年4月30日までの間に終了する各事業年度分の法人税割の税率は、第32条の規定にかかわらず、100分の1.8とする。</p>
--	--

（福井県核燃料税条例の一部改正）

第2条 福井県核燃料税条例（令和3年福井県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（核燃料税に係る特例）</p> <p>第13条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第20条の2に規定する公示送達は、<u>公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この項において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を本庁舎の掲示板に掲示し、または公示事項を本庁舎に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする。</u></p>	<p>（核燃料税に係る特例）</p> <p>第13条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第20条の2に規定する公示送達は、本庁舎の掲示板に<u>掲示して行う。</u></p>

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中福井県県税条例第10条および第11条の改正規定、第2条ならびに次条

の規定は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（公示送達に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の福井県県税条例第10条の規定および第2条の規定による改正後の福井県核燃料税条例第13条第3項の規定は、前条ただし書に規定する日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

提 案 理 由

法人県民税の税率の特例の適用期間の延長および地方税法の一部改正に伴い、所要の規定を整備する必要があるため、この案を提出する。

第67号議案 福井県職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について

福井県職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年9月3日提出

福井県知事 杉本達治

福井県条例第 号

福井県職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(福井県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 福井県職員の育児休業等に関する条例(平成4年福井県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第23条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。</p> <p>(第1号部分休業の承認)</p> <p>第24条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。))の承認は、30分</u></p>	<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第23条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 勤務日の日数および勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第24条 <u>部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。))の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(</u></p>

<p>を単位として行うものとする。</p> <p>2 勤務時間条例第14条に規定する特別休暇（人事委員会規則で定めるものに限る。）、勤務時間条例第15条の2に規定する介護時間または勤務時間条例第18条の規定による休暇（人事委員会規則で定めるものに限る。）（以下この条において「育児時間等」という。）を承認されている職員（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。次項において同じ。）を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間等を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間等を承認されている場合にあっては、当該時間を超えない範囲内、かつ、2時間から当該育児時間等を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。 （第2号部分休業の承認）</p> <p><u>第24条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u></p> <p>○</p> <p>(1) <u>1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数</u></p> <p>(2) <u>第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）</u></p> <p><u>第24条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u> （育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）</p> <p><u>第24条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u></p> <p>(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分</p>	<p><u>非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始めまたは終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u></p> <p>2 勤務時間条例第14条に規定する特別休暇（人事委員会規則で定めるものに限る。）、勤務時間条例第15条の2に規定する介護時間または勤務時間条例第18条の規定による休暇（人事委員会規則で定めるものに限る。）（以下この条において「育児時間等」という。）を承認されている職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間等を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間等を承認されている場合にあっては、当該時間を超えない範囲内、かつ、2時間から当該育児時間等を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。</p>
--	--

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第24条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第25条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第14条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第26条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第25条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第14条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第26条 第14条の規定は、部分休業について準用する。

(福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年福井県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(育児または介護を行う職員の深夜勤務および時間外勤務の制限) 第8条の3 (略) 2・3 (略) 4 前3項の規定は、要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者(第16条の3第1項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病または老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むものに支障があるものをいう。以下同じ。)を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。以下この条において同じ。))のある職員(職員の配偶者で当該子の親	(育児または介護を行う職員の深夜勤務および時間外勤務の制限) 第8条の3 (略) 2・3 (略) 4 前3項の規定は、要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者(第16条の2第1項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病または老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むものに支障があるものをいう。以下同じ。)を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。以下この条において同じ。))のある職員(職員の配偶者で当該子の親

であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「第4項に規定する要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項および前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「第4項に規定する要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

5 (略)

(病気休暇、特別休暇、介護休暇および介護時間の承認)

第16条 (略)

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第16条の2 任命権者は、福井県職員の育児休業等に関する条例（平成4年福井県条例第1号）第27条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度または措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告または申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 福井県職員の育児休業等に関する条例第27条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況または育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度または措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措

であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「第4項に規定する要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項および前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「第4項に規定する要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

5 (略)

(病気休暇、特別休暇、介護休暇および介護時間の承認)

第16条 (略)

置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況または育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号または前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第16条の3 任命権者は、職員が、配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度または措置（以下この条および次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 (略)

(勤務環境の整備に関する措置)

第16条の4 (略)

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第16条の2 任命権者は、職員が、配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度または措置（以下この条および次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求または申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 (略)

(勤務環境の整備に関する措置)

第16条の3 (略)

(福井県企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第3条 福井県企業職員の給与の種類および基準に関する条例（昭和41年福井県条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の減額)</p> <p>第19条 職員が勤務しないときは、祝日法による休日等または年末年始の休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>2 職員が育児部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部または一部（2時間を超えない範囲内または1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病または老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第19条 職員が勤務しないときは、祝日法による休日等または年末年始の休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当りの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>2 職員が育児部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病または老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、管理者が、要介護者の各々が当該介護を必要</p>

。)の介護をするため、管理者が、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)または高齢者部分休業(当該職員が、高年齢として管理者が定める年齢に達した日以後の日で当該職員が申請において示した日から当該職員に係る定年退職日(福井県職員等の定年等に関する条例(昭和59年福井県条例第40号)第2条に規定する定年退職日をいう。)までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)または高齢者部分休業(当該職員が、高年齢として管理者が定める年齢に達した日以後の日で当該職員が申請において示した日から当該職員に係る定年退職日(福井県職員等の定年等に関する条例(昭和59年福井県条例第40号)第2条に規定する定年退職日をいう。)までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 地方公務員の育児休業に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第1条の規定による改正後の福井県職員の育児休業等に関する条例第24条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

提 案 理 由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定を整備する必要があるため、この案を提出する。

第68号議案

福井県公告式条例の一部改正について

福井県公告式条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年9月3日提出

福井県知事 杉本達治

福井県条例第 号

福井県公告式条例の一部を改正する条例

福井県公告式条例（昭和25年福井県条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(条例の公布)</p> <p>第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文および年月日を記入し、その末尾に知事が署名（<u>地方自治法施行規則（昭和22年内務省第29号）第1条に規定する措置を含む。</u>）を行わなければならない。</p> <p>2 条例の公布は、県報に登載して行う。ただし、天災事変等により県報に登載して公布することができないときは、県庁前の掲示場および公衆の見やすい場所に掲示してこれに代えることができる。</p> <p>(規則の公布)</p> <p>第3条 県の規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日および知事名を記入しなければならない。</p> <p>2 前条第2項の規定は、前項の規則について準用する。</p> <p>(規程の公表)</p>	<p>(条例の公布)</p> <p>第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文および年月日を記入し、その末尾に知事が署名しなければならない。</p> <p>2 条例の公布は、県報に登載してこれを行う。ただし、天災事変等により県報に登載して公布することができないときは、県庁前の掲示場および公衆の見やすい場所に掲示してこれにかえることができる。</p> <p>(規則に関する準用)</p> <p>第3条 前条の規定は、県の規則に準用する。</p> <p>(規程の公表)</p>

第4条 前条の規定は、知事の定める規程の公表について準用する。

(その他の規則および規程の公表)

第5条 第3条の規定は、県の機関の定める規則および規程で公表を要するものについて準用する。ただし、同条第1項中「知事名」とあるのは「当該機関名または当該機関を代表する者の氏名」と読み替えるものとする。

第4条 前条の規則を除くほか、知事の定める規程を公表しようとするときは、その旨の前文、年月日および知事名を記入して知事印を押さなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規程に準用する。

(その他の規則および規程の公表)

第5条 第2条の規定は、県の機関の定める規則で公表を要するものに準用する。ただし、同条第1項中「知事」とあるのは、「当該機関または当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、県の機関の定める規程で公表を要するものに準用する。ただし、同条第1項中「知事名」とあるのは「当該機関名」、「知事印」とあるのは「当該機関印」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

地方自治法の一部改正に伴い、所要の規定を整備する必要があるので、この案を提出する。

第69号議案

福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年9月3日提出

福井県知事 杉本達治

福井県条例第 号

福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年福井県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係） 1・2 （略） 3 エネルギー環境部関係		別表（第2条関係） 1・2 （略） 3 エネルギー環境部関係	
事務	市町	事務	市町
1～7 （略）	（略）	1～7 （略）	（略）
8 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下この項中「法」という。）および法の施行のための規則に基づく、次に掲げる事務 (1) <u>法第9条第1項の規定による鳥獣（法第2条第8項に規定する狩猟鳥獣（ツキノワグマの場合にあっては、人または家畜に危害を及ぼすおそれのあると</u>	各市町	8 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下この項中「法」という。）および法の施行のための規則に基づく、次に掲げる事務 (1) <u>法第9条第1項の規定による鳥獣（法第2条第7項に規定する狩猟鳥獣（ツキノワグマの場合にあっては、人または家畜に危害を及ぼすおそれのあると</u>	各市町

きに限る。)、鳥類(狩猟鳥獣のうち鳥類に限る。))のひな、ダイサギ、コサギ、トビ、ドバト、ウソ 、オナガおよびニホンザルに限る。)の捕獲等(生 活環境、農林水産業または生態系に係る被害の防止 を目的とする場合に限る。)の許可に関する事務 (2)~(24) (略)	(略)	きに限る。)、鳥類(狩猟鳥獣のうち鳥類に限る。))のひな、ダイサギ、コサギ、トビ、ドバト、ウソ 、オナガおよびニホンザルに限る。)の捕獲等(生 活環境、農林水産業または生態系に係る被害の防止 を目的とする場合に限る。)の許可に関する事務 (2)~(24) (略)	(略)
9~13 (略)	(略)	9~13 (略)	(略)
4~7 (略)		4~7 (略)	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定を整備する必要があるので、この案を提出する。

第70号議案 外郭団体の健全な運営の確保を図るための議会のかかわり方を定める条例の一部改正について

外郭団体の健全な運営の確保を図るための議会のかかわり方を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年9月3日提出

福井県知事 杉本達治

福井県条例第 号

外郭団体の健全な運営の確保を図るための議会のかかわり方を定める条例の一部を改正する条例

外郭団体の健全な運営の確保を図るための議会のかかわり方を定める条例（平成16年福井県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表（第1条関係）	別表（第1条関係）
1～7（略）	1～7（略）
<u>8</u> 福井県原子力リサイクルビジネス準備株式会社	8（略）
<u>9</u> （略）	<u>9</u> （略）
<u>10</u> （略）	<u>10</u> （略）
<u>11</u> （略）	<u>11</u> （略）
<u>12</u> （略）	<u>12</u> （略）
<u>13</u> （略）	<u>13</u> （略）
<u>14</u> （略）	

15 (略)
16 (略)
17 (略)
18 (略)
19 (略)
20 (略)
21 (略)
22 (略)
23 (略)
24 (略)

14 (略)
15 (略)
16 (略)
17 (略)
18 (略)
19 (略)
20 (略)
21 (略)
22 (略)
23 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

令和7年8月1日に設立された福井県原子力リサイクルビジネス準備株式会社を外郭団体に加える必要があるため、この案を提出する。

第71号議案

福井県民生委員定数条例の一部改正について

福井県民生委員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年9月3日提出

福井県知事 杉本達治

福井県条例第 号

福井県民生委員定数条例の一部を改正する条例

福井県民生委員定数条例（平成26年福井県条例第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条第1項の規定により条例で定める民生委員の定数は、次の表のとおりとする。		民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条第1項の規定により条例で定める民生委員の定数は、次の表のとおりとする。	
市町の区域	定数	市町の区域	定数
敦賀市	(略)	敦賀市	(略)
小浜市	<u>106人</u>	小浜市	<u>104人</u>
大野市	(略)	大野市	(略)
勝山市	(略)	勝山市	(略)
鯖江市	<u>135人</u>	鯖江市	<u>134人</u>
あわら市	(略)	あわら市	(略)
越前市	<u>200人</u>	越前市	<u>198人</u>
坂井市	<u>188人</u>	坂井市	<u>187人</u>
永平寺町	(略)	永平寺町	(略)

池田町	(略)	池田町	(略)
南越前町	<u>52人</u>	南越前町	<u>53人</u>
越前町	(略)	越前町	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この条例は、令和7年12月1日から施行する。

提 案 理 由

民生委員の任期満了に伴い、市町ごとの定数を設定するため、この案を提出する。

第72号議案

損害賠償額の決定および和解について

福井特別支援学校車庫建設工事における下水管損傷に伴う補償について、和解をし、損害賠償の額を次のとおり定める。

令和7年9月3日提出

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

福井県福井市大手3丁目10-1

福井市上下水道事業管理者 塚谷朋美

2 損害賠償の額 38,708,824円

3 事案の概要

県が発注した福井特別支援学校車庫建設工事において令和6年10月22日に相手方が所有する下水管を損傷したことにより、相手方が復旧作業に費用を支出したものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

提 案 理 由

損害賠償の額の決定および和解については、地方自治法第96条第1項第12号および第13号の規定により、この案を提出する。

第73号議案

県有財産の取得について

福井城坤櫓・本丸西側土塀復元建築工事に使用する材料として、次のとおり物品を取得するものとする。

令和7年9月3日提出

福井県知事 杉本達治

- 1 物品名 福井城坤櫓・本丸西側土塀復元建築工事木材 197.3730立方メートル
- 2 契約方法 随意契約
- 3 契約者 福井市合島町3号1番地
福井県木材組合連合会
会長 清川主税
- 4 契約金額 一金 206,800,000円

提案理由

地方自治法第96条第1項第8号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出する。

第74号議案

県有財産の取得について

県有施設の照明として、次のとおり物品を取得するものとする。

令和7年9月3日提出

福井県知事 杉本達治

- 1 物品名 LED照明 105施設
- 2 契約方法 随意契約
- 3 契約者 福井市成和1丁目1007
大和リース株式会社 福井営業所
所長 土肥正幸
- 4 契約金額 一金 976,800,000円

提案理由

地方自治法第96条第1項第8号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出する。

第75号議案

県有財産の取得について

県立中学校および県立高等学校の学習用備品として、次のとおり物品を取得するものとする。

令和7年9月3日提出

福井県知事 杉本達治

- | | |
|--------|--|
| 1 物品名 | タブレット端末 |
| 2 契約方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約者 | 福井市豊島1丁目3番1号
三谷商事株式会社
代表取締役社長 三谷 聡 |
| 4 契約金額 | 一金 277,447,500円 |

提案理由

地方自治法第96条第1項第8号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出する。

第76号議案

勝山高校特別教室棟リノベーション建築工事請負契約の締結について

勝山高校特別教室棟リノベーション建築工事請負契約を次のとおり締結する。

令和7年9月3日提出

福井県知事 杉本達治

- | | |
|--------|---|
| 1 工事名称 | 勝山高校特別教室棟リノベーション建築工事 |
| 2 工事場所 | 勝山市昭和町2丁目地係 |
| 3 工事内容 | 特別教室棟
鉄筋コンクリート造 地上3階建 延3,657.1平方メートル
渡り廊下1
鉄筋コンクリート造 地上2階建 延90.4平方メートル
渡り廊下2
鉄筋コンクリート造 地上2階建 延21.3平方メートル |
| 4 契約方法 | 一般競争入札 |
| 5 契約者 | 横田建設株式会社、大北久保建設株式会社、勝山高校特別教室棟リノベーション建築工事特定建設工事共同企業体
代表者 大野市春日3丁目18番9号
横田建設株式会社 |

代表取締役 横 田 憲 一
勝山市栄町2丁目7番6号
大北久保建設株式会社
代表取締役 和 田 晃 幸

6 契約金額 一金 767,800,000円

提 案 理 由

地方自治法第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出する。

第77号議案

権利の放棄について

次に掲げる債権を放棄する。

令和7年9月3日提出

福井県知事 杉本達治

放棄する債権の内容

区 分	相 手 方	発 生 年 度	金 額
福井県雇用維持事業主応援金返還金	サンアイ技研株式会社	令和6年度	480,000円
加算金および延滞金			273,066円
福井県雇用維持緊急助成金返還金			660,059円
加算金および延滞金			296,401円

提 案 理 由

債務者の破産手続廃止決定により、回収の見込みがない債権について、権利を放棄したいので、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、この案を提出する。

第78号議案

令和6年度福井県歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和6年度福井県一般会計および特別会計の歳入歳出決算について、別冊のとおり監査委員の意見を添えて議会の認定を求める。

令和7年9月3日提出

福井県知事 杉本達治

第79号議案

令和6年度公営企業会計における剰余金の処分および決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定に基づき、令和6年度福井県工業用水道事業、福井県水道用水供給事業、福井県臨海工業用地等造成事業および福井県臨海下水道事業の剰余金を別冊のとおり処分する。

あわせて、同法第30条第4項の規定に基づき、令和6年度福井県工業用水道事業会計決算、福井県水道用水供給事業会計決算、福井県臨海工業用地等造成事業会計決算、福井県臨海下水道事業会計決算、福井県流域下水道事業会計決算および福井県病院事業会計決算について、別冊のとおり監査委員の意見を添えて議会の認定を求める。

令和7年9月3日提出

福井県知事 杉本達治

県有自動車の交通事故による損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月3日提出

福井県知事 杉本達治

専決第26号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり県有自動車による交通事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年7月22日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

小浜市

2 損害賠償の額 830,500円

3 事故の態様

令和7年4月21日午後1時21分頃、小浜土木事務所の県有自動車が、小浜市遠敷1丁目101の市道において、相手方が所有するガードレールに接触して、当該物件に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

県有自動車の交通事故による損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月3日提出

福井県知事 杉本達治

専決第22号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり県有自動車による交通事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年7月9日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

鯖江市 法人

2 損害賠償の額 57,200円

3 事故の態様

令和7年2月13日午前9時1分頃、鯖江警察署の県有自動車が、鯖江市鳥羽3丁目13番46号の駐車場において、相手方が所有する外壁に接触して、当該物件に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

県有自動車の交通事故による損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月3日提出

福井県知事 杉本達治

専決第23号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり県有自動車による交通事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年7月9日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

永平寺町

2 損害賠償の額 37,400円

3 事故の態様

令和7年3月13日午後2時20分頃、刑事企画課の県有自動車が、吉田郡永平寺町松岡吉野塚第14号42番地1の町道において、相手方が所有するカーブミラーに接触して、当該物件に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月3日提出

福井県知事 杉本達治

専決第19号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年6月17日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

福井市 個人

2 損害賠償の額 410,000円

3 事故の態様

令和6年4月9日午前8時20分頃、一般県道南横地芦原線坂井市丸岡町北横地地係において、相手方が所有する自動車が道路の舗装剥がれにはまり、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月3日提出

福井県知事 杉本達治

専決第20号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年6月25日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

京都府京都市 法人

2 損害賠償の額 109,494円

3 事故の態様

令和7年5月4日午後7時頃、一般国道305号坂井市三国町中央1丁目地係において、相手方が所有する自動車が道路の舗装剥がれに
はまり、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または
争訟等を行わない。

道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月3日提出

福井県知事 杉本達治

専決第21号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年7月4日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

福井市 個人

2 損害賠償の額 23,166円

3 事故の態様

令和7年1月6日午後5時頃、主要地方道清水美山線福井市山内町地係において、相手方が所有する自動車が道路の舗装剥がれにはまり、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月3日提出

福井県知事 杉本達治

専決第24号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年7月15日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

福井市 個人

2 損害賠償の額 274,866円

3 事故の態様

令和7年3月22日午後5時40分頃、一般県道三尾野別所線福井市大町2丁目地係において、相手方が所有する自動車が道路の舗装剥がれにはまり、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

道路上の落石による自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月3日提出

福井県知事 杉本達治

専決第25号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり道路上の落石による自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年7月15日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

愛知県豊田市 個人

2 損害賠償の額 31,399円

3 事故の態様

令和7年6月8日午後5時10分頃、一般国道305号南条郡南越前町大谷地係において、相手方が所有する自動車が道路上の落石に接触して、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

道路斜面から落下した石による自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月3日提出

福井県知事 杉本達治

専決第27号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり道路斜面から落下した石による自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年7月28日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

南条郡南越前町 個人

2 損害賠償の額 139,799円

3 事故の態様

令和7年7月5日午前6時30分頃、一般国道365号南条郡南越前町湯尾地係において、相手方が所有する自動車が道路斜面から落下した石に接触して、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

道路上の植栽による自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月3日提出

福井県知事 杉本達治

専決第28号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり道路上の植栽による自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年7月28日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

福井市 個人

2 損害賠償の額 618,641円

3 事故の態様

令和6年11月7日午後10時頃、一般国道416号福井市大願寺3丁目地係において、相手方が所有する自動車が道路上の植栽に接触して、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

破損した側溝蓋による自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月3日提出

福井県知事 杉本達治

専決第29号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり破損した側溝蓋による自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年8月6日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

福井市 個人

2 損害賠償の額 58,136円

3 事故の態様

令和7年3月25日午前8時35分頃、一般国道416号福井市石新保町地係において、相手方が所有する自動車が破損した側溝蓋に接触して、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第6項の規定により、令和6年度福井県内部統制評価報告書について、監査委員の意見を付して、別冊のとおり報告する。

令和7年9月3日提出

福井県知事 杉本達治

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和6年度決算に基づき算定した健全化判断比率について、監査委員の意見を付して、次のとおり報告する。

（単位 %）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (3.75)	— (8.75)	11.6 (25.0)	146.6 (400.0)

（注）1（ ）内は、早期健全化基準を表す。
2「—」は、実質赤字額および連結実質赤字額がないことを表す。

令和7年9月3日提出

福井県知事 杉本達治

報告第69号

資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和6年度決算に基づき算定した資金不足比率について、監査委員の意見を付して、次のとおり報告する。

（単位 %）

特別会計の名称	資金不足比率	特別会計の名称	資金不足比率
福井県病院事業会計	—	福井県臨海下水道事業会計	—
福井県臨海工業用地等造成事業会計	—	福井県流域下水道事業会計	—
福井県工業用水道事業会計	—	福井県営産業団地整備事業特別会計	—
福井県水道用水供給事業会計	—	福井県港湾整備事業特別会計	—

（注）1 経営健全化基準は20.0%である。
 2 「—」は、資金不足額がないことを表す。

令和7年9月3日提出

福井県知事 杉 本 達 治

令和6年度公立大学法人福井県立大学業務実績評価の結果について、公立大学法人福井県立大学評価委員会から報告を受けたので、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第78条の2第6項の規定により、別冊のとおり報告する。

令和7年9月3日提出

福井県知事 杉本達治

第3期中期目標の期間における公立大学法人福井県立大学業務実績評価の結果について、公立大学法人福井県立大学評価委員会から報告を受けたので、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第78条の2第6項の規定により、別冊のとおり報告する。

令和7年9月3日提出

福井県知事 杉本達治

予 算 案 說 明 書

歲入歲出予算事項別明細書

(注) 歳入歳出予算事項別明細書の記載について

「3歳出」の「特定財源」の「その他」欄中

(負)とあるのは……………分担金および負担金

(使)とあるのは……………使用料および手数料

(財)とあるのは……………財 産 収 入

(寄)とあるのは……………寄 附 金

(繰入)とあるのは……………繰 入 金

(繰越)とあるのは……………繰 越 金

(諸)とあるのは……………諸 収 入

(証)とあるのは……………証 紙 収 入

を示す。

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 県 税	144,211,166		144,211,166
2 地方消費税清算金	41,516,296		41,516,296
3 地方譲与税	17,386,297		17,386,297
4 地方特例交付金	480,000		480,000
5 地方交付税	130,196,000		130,196,000
6 交通安全対策特別交付金	150,000		150,000
7 分担金および負担金	1,899,890	7,745	1,907,635
8 使用料および手数料	5,186,615	33,319	5,219,934
9 国庫支出金	66,015,839	1,471,001	67,486,840
10 財産収入	1,240,090	4,274	1,244,364
11 寄附金	269,770	19,102	288,872
12 繰入金	11,677,935	△805,876	10,872,059
13 繰越金	1,854,257	2,592,038	4,446,295
14 諸収入	35,912,496	61,649	35,974,145
15 県債	48,883,000	376,000	49,259,000
歳入合計	506,879,651	3,759,252	510,638,903

(歳出)				(単位 千円)			
款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国支出金	地方債	その他	
1 議会費	1,047,935		1,047,935				
2 総務費	45,431,892	591,306	46,023,198	228,170	151,000	1,768,246	△1,556,110
3 民生費	50,685,197	938,049	51,623,246	36,653	69,000	2,095	830,301
4 衛生費	27,648,641	594,697	28,243,338	381,261		26,913	186,523
5 労働費	2,001,010		2,001,010				
6 農林水産費	28,357,561	159,646	28,517,207	90,026	22,000	34,573	13,047
7 商工費	43,320,491	34,268	43,354,759				34,268
8 土木費	52,218,911	267,046	52,485,957	172,628	63,000	32,170	△752
9 警察費	25,091,233	42,695	25,133,928			44,945	△2,250
10 教育費	101,735,694	512,899	102,248,593	443,106	11,000	3,309	55,484
11 災害復旧費	8,324,051	218,646	8,542,697	119,157	60,000		39,489
12 公債費	65,778,606		65,778,606				
13 諸支出金	54,938,429		54,938,429				
14 予備費	300,000	400,000	700,000				400,000
歳出合計	506,879,651	3,759,252	510,638,903	1,471,001	376,000	1,912,251	0

2 歳 入

(款) 7 分担金および負担金

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備 考
(款)					
7	分担金および負担金	1,899,890	7,745	1,907,635	
(項)					
1	負 担 金	1,899,890	7,745	1,907,635	

入(款) 7 分担金および負担金

(款) 7 分担金および負担金 (項) 1 負担金						
(単位 千円)						
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 農林水産費負担金	1,024,389	11,614	1,036,003	農地費	11,614	
4 土木費負担金	779,370	△3,869	775,501	道路橋りょう費	87	
				河川海岸費	△10,363	
				都市計画費	6,407	

(款) 8 使用料および手数料

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計	備考
(款)					
8	使用料および手数料	5,186,615	33,319	5,219,934	
(項)					
2	手数料	1,137,793	33,319	1,171,112	

入(款) 8 使用料および手数料

(款) 8 使用料および手数料 (項) 2 手 数 料						
(単位 千円)						
目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
8 警察手数料	726,276	33,319	759,595	警察管理費	33,319	

(款) 9 国庫支出金

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計	備考
(款)					
9	国庫支出金	66,015,839	1,471,001	67,486,840	
(項)					
1	国庫負担金	33,826,038	240,897	34,066,935	
2	国庫補助金	30,585,476	1,229,904	31,815,380	
3	委託金	1,604,325	200	1,604,525	

入(款) 9 国庫支出金

(款) 9 国庫支出金 (項) 1 国庫負担金 (単位 千円)						
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費国庫負担金	2,745,642	1,250	2,746,892	社会福祉費	1,250	
3 衛生費国庫負担金	1,958,152	3,827	1,961,979	公衆衛生費	3,827	
6 土木費国庫負担金	9,586,039	72,628	9,658,667	道路橋りょう費	45,633	
				河川海岸費	6,810	
				都市計画費	20,185	
7 教育費国庫負担金	12,375,457	44,035	12,419,492	教育総務費	44,035	私立高等学校等就学支援事業 44,035
8 災害復旧費国庫負担金	4,806,976	119,157	4,926,133	土木施設災害復旧費	119,157	
(款) 9 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金 (単位 千円)						
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	10,843,875	227,970	11,071,845	企画費	227,970	原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業 227,970
2 民生費国庫補助金	1,310,315	35,403	1,345,718	社会福祉費	31,734	農福連携プラス推進モデル事業 20,595 介護ロボット・ICT導入支援事業 5,000
				児童福祉費	2,077	

				自然保護費	1,592	指定管理鳥獣（ツキノワグマ）対策事業	1,592	
3	衛生費国庫補助金	2,616,610	377,434	2,994,044	公衆衛生費	5,760	入院中のこどもの環境整備事業	3,750
				保健所費	1,051			
				医薬費	370,623	病床数適正化支援事業	201,096	
						医師偏在対策診療所承継・開業支援事業	168,055	
5	農林水産費国庫補助金	8,873,694	90,026	8,963,720	農業費	24,601	福井米生産体制整備事業	5,263
				農地費	65,425			
7	土木費国庫補助金	745,767	100,000	845,767	道路橋りょう費	100,000	原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業	100,000
9	教育費国庫補助金	3,456,693	399,071	3,855,764	教育総務費	2,688		
				高等学校費	396,383	県立高等学校就学支援事業	396,383	
(款) 9 国庫支出金 (項) 3 委託金								(単位 千円)
目	補正前の額	補正額	計	節		説	明	
				区 分	金 額			
1	総務費委託金	1,148,839	200	1,149,039	総務管理費	200		

(款) 10 財 産 収 入					(単位 千円)
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備 考
(款)					
10	財 産 収 入	1,240,090	4,274	1,244,364	
(項)					
1	財 産 運 用 収 入	748,117	4,274	752,391	

(款) 10 財産収入 (項) 1 財産運用収入						(単位 千円)
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 利子および配当金	407,817	4,274	412,091	利子	4,274	

(款) 11 寄附金					(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計	備考
(款)					
	11 寄附金	269,770	19,102	288,872	
(項)					
	1 寄附金	269,770	19,102	288,872	

(款) 11 寄 附 金 (項) 1 寄 附 金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費寄附金	156,896	18,802	175,698	企画費	18,802	
4 教育費寄附金	110,814	300	111,114	社会教育費	300	

(款) 12 繰入金					
(単位 千円)					
款	項	補正前の額	補正額	計	備考
(款)					
12	繰入金	11,677,935	△805,876	10,872,059	
(項)					
2	公営企業会計繰入金	135,664	36,039	171,703	
3	基金繰入金	11,231,730	△841,915	10,389,815	

(款) 12 繰入金 (項) 2 公営企業会計繰入金 (単位 千円)						
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 水道用水供給事業会計繰入金	81,003	36,039	117,042	繰入金	36,039	
(款) 12 繰入金 (項) 3 基金繰入金 (単位 千円)						
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	1,200,000	△843,859	356,141	繰入金	△843,859	
9 自然保護基金繰入金	66,288	979	67,267	繰入金	979	指定管理鳥獣(ツキノワグマ)対策事業 979
15 地域医療介護総合確保基金繰入金	2,521,096	965	2,522,061	繰入金	965	

(款) 13 繰越金					
(単位 千円)					
款	項	補正前の額	補正額	計	備考
(款)					
	13 繰越金	1,854,257	2,592,038	4,446,295	
(項)					
	1 繰越金	1,854,257	2,592,038	4,446,295	

(款) 13 繰越金 (項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	1,854,257	2,592,038	4,446,295	繰越金	2,592,038	

(款) 14 諸 収 入					
(単位 千円)					
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備 考
(款)					
14	諸 収 入	35,912,496	61,649	35,974,145	
(項)					
3	貸付金元利収入	30,485,716	15,000	30,500,716	
4	受託事業収入	541,548	20,605	562,153	
7	雑 入	2,682,786	26,044	2,708,830	

(款) 14 諸 収 入 (項) 3 貸付金元利収入 (単位 千円)						
目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 衛生費貸付金元利収入	480	15,000	15,480	医師修学資金	15,000	
(款) 14 諸 収 入 (項) 4 受託事業収入 (単位 千円)						
目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4 農林水産費受託事業収入	102,832	20,605	123,437	農業費	20,605	
(款) 14 諸 収 入 (項) 7 雑 入 (単位 千円)						
目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 雑入	2,671,218	26,044	2,697,262	補助金等返還金	4,152	
				雑入	21,892	

(款) 15 県 債					
(単位 千円)					
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備 考
(款)					
15 県	債	48,883,000	376,000	49,259,000	
(項)					
1 県	債	48,883,000	376,000	49,259,000	

(款) 15 県 債 (項) 1 県 債						
目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務債	4,875,000	151,000	5,026,000	総務管理費	71,000	
				企画費	80,000	
2 民生債	1,158,000	69,000	1,227,000	社会福祉費	69,000	
5 農林水産債	4,081,000	22,000	4,103,000	農地費	22,000	
7 土木債	26,615,000	63,000	26,678,000	道路橋りょう費	40,000	
				河川海岸費	13,000	
				港湾費	1,000	
				都市計画費	9,000	
9 教育債	6,478,000	11,000	6,489,000	大学費	11,000	県立大学「Global Gateway (仮称)」整備事業 11,000
10 災害復旧債	3,137,000	60,000	3,197,000	土木施設災害復旧費	60,000	

3 歳 出

(款) 2 総務費

(単位 千円)

款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				備 考
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款) 2 総務費	45,431,892	591,306	46,023,198	228,170	151,000	1,768,246	△1,556,110	
(項) 1 総務管理費	13,442,216	105,553	13,547,769	200	71,000	1,748,179	△1,713,826	
2 企画費	17,194,137	485,753	17,679,890	227,970	80,000	20,067	157,716	

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費												(単位 千円)
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
2 人事管理費	328,491	16,803	345,294	(12) 委託料	16,803	人事給与事務費	16,803				16,803	
						計	16,803				16,803	
3 広報費	631,367	88,550	719,917	(12) 委託料	88,550	ブランド推進事業費	88,550		71,000		17,550	大阪・関西万博における福井県ゾーン展示物の二次活用事業 88,550
						計	88,550		71,000		17,550	
6 会計管理費	597,058	0	597,058			出納管理費	0			(繰越) 2,592,038	△2,592,038	
						計	0			2,592,038	△2,592,038	
7 財産管理費	1,820,413	0	1,820,413			財政調整基金積立金	0			(繰入) △843,859	843,859	
						計	0			△843,859	843,859	
10 諸費	41,566	200	41,766	(11) 役務費	200	自衛官募集費	200	200				
						計	200	200				

出(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費

(款) 2 総務費 (項) 2 企画費														
(単位 千円)														
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明		
				区分	金額			特定財源			一般財源			
								国支出金	地方債	その他				
2 計画調査費	15,519,264	483,089	16,002,353	(7) 報償費	4,980	嶺南振興局費	193,246		30,000		163,246	若狭湾サイクリングルート整備事業 142,500		
				(8) 旅費	375								敦賀・若狭エリアへの新たな観光投資促進事業 39,150	
				(11) 役務費	3,424									
				(12) 委託料	66,775									
				(14) 工事請負費	114,500			電源立地地域振興費	227,970	227,970				原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業 227,970
				(18) 負担金補助および交付金	289,566			高速交通企画推進事業費	50,000		50,000			並行在来線雪害対策支援事業 50,000
				(24) 積立金	3,469			社会貢献活動推進費	11,873			(財) 1,265 (寄) 18,802	△8,194	
				計	483,089		227,970	80,000	20,067	155,052				
5 交通安全対策費	30,039	2,664	32,703	(12) 委託料	2,664	県民交通安全思想普及費	2,664				2,664	交通事故防止対策の推進 2,664		
				計	2,664					2,664				

(款) 3 民生費

(単位 千円)

款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				備 考
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款) 3 民生費	50,685,197	938,049	51,623,246	36,653	69,000	2,095	830,301	
(項) 1 社会福祉費	33,072,276	314,195	33,386,471	31,734	69,000	1,116	212,345	
2 児童福祉費	16,643,946	604,284	17,248,230	2,077			602,207	
3 生活保護費	488,943	15,124	504,067				15,124	
4 災害救助費	50,597	1,875	52,472	1,250			625	
5 自然保護費	429,435	2,571	432,006	1,592		979		

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費														
(単位 千円)														
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明		
				区分	金額			特定財源			一般財源			
								国支出金	地方債	その他				
1 社会福祉総務費	4,918,407	285,696	5,204,103	(7) 報償費	101	民間法人指導育成費	64,326				64,326	ふくい健康の森大規模修繕事業 78,573 成海緑地スケートパーク管理棟整備負担金 13,473		
				(12) 委託料	9,108									
				(14) 工事請負費	69,465	民生・児童委員資質向上費	101							101
				(18) 負担金補助および交付金	84,079	社会福祉推進費	98,326	6,139	69,000					23,187
				(22) 償還金利子および割引料	122,943	国庫精算返還金	122,943			(諸) 1,116				121,827
				計	285,696		285,696	6,139	69,000	1,116	209,441			
2 障がい者福祉費	2,065,275	28,095	2,093,370	(18) 負担金補助および交付金	28,095	身体障がい者福祉事業費	7,500	5,000			2,500	介護ロボット・ICT導入支援事業 7,500		
						知的障がい者福祉事業費	20,595	20,595					農福連携プラス推進モデル事業 20,595	
						計	28,095	28,095				2,500		
5 老人福祉費	13,922,578	404	13,922,982	(11) 役務費	404	老人福祉事業費	404				404	災害派遣リハチーム(JRAT)派遣体制整備事業 404		
						計	404					404		

(款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
1 児童福祉総務費	3,746,293	600,372	4,346,665	(22) 償還金利子および割引料	100,372	児童健全育成費	500,000				500,000	子育て応援のための基金積立(地域振興基金) 500,000
				(24) 積立金	500,000	国庫精算返還金	100,372				100,372	
						計	600,372				600,372	
2 児童措置費	12,006,546	3,828	12,010,374	(18) 負担金補助および交付金	3,828	保育所費	3,828	2,077			1,751	
						計	3,828	2,077			1,751	
3 母子福祉費	518,492	84	518,576	(10) 需用費	84	母子福祉活動費	84				84	ひとり親家庭高等職業訓練給付金事業 84
						計	84				84	
(款) 3 民生費 (項) 3 生活保護費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
1 生活保護総務費	44,883	15,124	60,007	(22) 償還金利子および割引料	15,124	国庫精算返還金	15,124				15,124	
						計	15,124				15,124	

出(款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費 (項) 3 生活保護費

(款) 3 民生費 (項) 4 災害救助費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳			説明	
				区分	金額			特定財源				一般財源
								国支出金	地方債	その他		
1 救助費	50,597	1,875	52,472	(18) 負担金補助 および交付 金	1,875	災害救助費	1,875	1,250			625	
						計	1,875	1,250			625	
(款) 3 民生費 (項) 5 自然保護費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳			説明	
				区分	金額			特定財源				一般財源
								国支出金	地方債	その他		
2 自然環境保全費	251,568	2,571	254,139	(12) 委託料 (18) 負担金補助 および交付 金	1,929 642	自然環境保全対策 費	2,571	1,592		(繰入) 979		指定管理鳥獣(ツキノワグマ)対 策事業 2,571
						計	2,571	1,592		979		

(款) 4 衛生費

(単位 千円)

款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			備 考	
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款) 4 衛生費	27,648,641	594,697	28,243,338	381,261		26,913	186,523	
(項) 1 公衆衛生費	16,930,129	118,271	17,048,400	9,587		11,231	97,453	
2 環境衛生費	994,935	682	995,617			682		
3 保健所費	181,847	2,599	184,446	1,051			1,548	
4 医薬費	9,541,730	473,145	10,014,875	370,623		15,000	87,522	

(款) 4 衛生費 (項) 1 公衆衛生費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳			説明	
				区分	金額			特定財源				一般財源
								国支出金	地方債	その他		
1 公衆衛生総務費	15,000,961	110,617	15,111,578	(18) 負担金補助 および交付金	12,505	周産期保健対策費	965			(繰入) 965		入院中のこどもの環境整備事業 7,500
				(22) 償還金利子 および割引料	98,112	母子衛生行政普及 費	7,500	3,750			3,750	
						健康増進事業費	4,040	2,010			2,030	
						国庫精算返還金	98,112			(諸) 10,266	87,846	
						計	110,617	5,760		11,231	93,626	
3 予防費	1,723,819	7,654	1,731,473	(17) 備品購入費	7,654	特定流行性疾患対 策事業費	7,654	3,827			3,827	
						計	7,654	3,827			3,827	
(款) 4 衛生費 (項) 2 環境衛生費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳			説明	
				区分	金額			特定財源				一般財源
								国支出金	地方債	その他		
2 環境衛生指導費	324,355	682	325,037	(22) 償還金利子 および割引料	682	水道施設整備費	682			(諸) 682		
						計	682			682		

(款) 4 衛生費 (項) 3 保健所費 (単位 千円)													
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明	
				区分	金額			特定財源			一般財源		
								国支出金	地方債	その他			
1 保健所費	181,847	2,599	184,446	(1) 委託料	2,101	保健所運営費	2,101	1,051			1,050		
				(2) 償還金 利息および割引料	498	国庫精算返還金	498			498			
				計	2,599	1,051			1,548				
(款) 4 衛生費 (項) 4 医薬費 (単位 千円)													
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明	
				区分	金額			特定財源			一般財源		
								国支出金	地方債	その他			
1 医薬総務費	4,362,736	3,494	4,366,230	(2) 償還金 利息および割引料	3,494	国庫精算返還金	3,494				3,494		
				計	3,494				3,494				
2 医務費	4,915,046	469,651	5,384,697	(18) 負担金補助 および交付金	454,651	監視指導費	202,568	202,568				病床数適正化支援事業	201,096
				(21) 補償補填 および賠償金	15,000	医師充足対策費	267,083	168,055	(諸) 15,000	84,028	医師偏在対策診療所承継・開業支援事業	252,083	
				計	469,651	370,623		15,000	84,028				

出(款) 4 衛生費 (項) 3 保健所費 (項) 4 医薬費

(款) 6 農林水産費								
(単位 千円)								
款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				備 考
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款) 6 農林水産費	28,357,561	159,646	28,517,207	90,026	22,000	34,573	13,047	
(項) 1 農業費	10,251,221	55,424	10,306,645	24,601		20,735	10,088	
3 農地費	10,345,431	102,887	10,448,318	65,425	22,000	11,614	3,848	
4 林業費	5,063,627	1,335	5,064,962			2,224	△889	

(款) 6 農林水産費 (項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
1 農業総務費	6,767,093	130	6,767,223	(22) 償還金利息および割引料	130	国庫精算返還金	130			(諸) 130		
						計	130			130		
2 農業経営対策費	1,141,338	12,863	1,154,201	(18) 負担金補助および交付金	12,863	農村振興対策事業費	12,863	8,526			4,337	
						計	12,863	8,526			4,337	
7 農作物対策費	556,225	41,651	597,876	(7) 報償費	284	水田農業対策事業費	5,741	5,263			478	福井米生産体制整備事業 5,741
				(8) 旅費	298							
				(10) 需用費	5,043	主要農作物採種管理費	19,825			(諸) 19,825		
				(11) 役務費	35							
				(12) 委託料	730	土壤保全対策費	16,085	10,812			5,273	
				(14) 工事請負費	12,133							
				(17) 備品購入費	1,302							
				(18) 負担金補助および交付金	21,826							
						計	41,651	16,075		19,825	5,751	
10 農業試験場費	114,106	780	114,886	(8) 旅費	240	試験場研究費	780			(諸) 780		
				(11) 役務費	180							

出(款) 6 農林水産費 (項) 1 農業費

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
				(13) 使用料および賃借料	360							
						計	780				780	

(款) 6 農林水産費 (項) 3 農地費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
1 農地総務費	2,538,200	5	2,538,205	(22) 償還金利息および割引料	5	国庫精算返還金	5				5	
						計	5				5	
2 土地改良費	5,425,422	94,300	5,519,722	(12) 委託料	28,290	県営かんがい排水事業費(公共)	16,996	16,996				
				(14) 工事請負費	66,010	県営土地改良総合整備事業費(公共)	32,944	18,723	10,000	(負) 1,052	3,169	
						県営農道整備事業費(公共)	44,360	21,124	12,000	(負) 10,562	674	
						計	94,300	56,843	22,000	11,614	3,843	
3 農地防災事業費	2,124,585	8,582	2,133,167	(12) 委託料	2,575	県営ため池等整備事業費(公共)	8,582	8,582				
				(14) 工事請負費	6,007							

						計	8,582	8,582				
(款) 6 農林水産費 (項) 4 林業費											(単位 千円)	
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
1 林業総務費	1,140,763	1,335	1,142,098	(22) 償還金 および割引料	1,335	林業振興総合推進費	1,335			(諸) 2,224	△889	
						計	1,335			2,224	△889	

(款) 7 商工費								
(単位 千円)								
款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			備 考	
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款) 7 商工費	43,320,491	34,268	43,354,759				34,268	
(項) 1 商業費	35,365,223	15,200	35,380,423				15,200	
4 観光費	2,560,095	19,068	2,579,163				19,068	

(款) 7 商工費 (項) 1 商業費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳			説明	
				区分	金額			特定財源				一般財源
								国支出金	地方債	その他		
2 商業振興費	33,449,107	15,200	33,464,307	(18) 負担金補助 および交付 金	15,200	商業振興費	15,200				15,200	米国関税措置対策支援事業 15,200
						計	15,200				15,200	
(款) 7 商工費 (項) 4 観光費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳			説明	
				区分	金額			特定財源				一般財源
								国支出金	地方債	その他		
1 観光費	2,560,095	19,068	2,579,163	(12) 委託料	19,068	観光宣伝普及事業 費	19,068				19,068	海外旅行会社へのセールス活動支 援事業 19,068
						計	19,068				19,068	

出(款) 7 商工費 (項) 1 商業費 (項) 4 観光費

(款) 8 土 木 費

(単位 千円)

款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				備 考
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款) 8 土木費	52,218,911	267,046	52,485,957	172,628	63,000	32,170	△752	
(項) 2 道路橋りょう費	26,976,419	185,600	27,162,019	145,633	40,000	87	△120	
3 河川海岸費	14,150,082	44,835	14,194,917	6,810	13,000	25,676	△651	
4 港湾費	2,863,162	1,261	2,864,423		1,000		261	
5 都市計画費	1,312,341	35,350	1,347,691	20,185	9,000	6,407	△242	

(款) 8 土木費 (項) 2 道路橋りょう費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
3 道路新設改良費	12,876,086	185,050	13,061,136	(12) 委託料	104,050	道路改良費(公共)	85,050	44,550	41,000		△500	原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業 100,000
				(14) 工事請負費	81,000	県単道路改良費	100,000	100,000				
				計			185,050	144,550	41,000		△500	
6 雪寒道路整備費	4,023,954	550	4,024,504	(12) 委託料	26	雪寒道路整備費(公共)	550	1,083	△1,000	(負) 87	380	
				(14) 工事請負費	524							
				計			550	1,083	△1,000	87	380	
(款) 8 土木費 (項) 3 河川海岸費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
2 河川改良費	12,097,681	44,835	12,142,516	(12) 委託料	10,000	堰堤改良費(公共)	44,835	6,810	13,000	(負) △10,363 (繰入) 36,039	△651	
				(14) 工事請負費	34,835							
				計			44,835	6,810	13,000	25,676	△651	

(款) 8 土木費 (項) 4 港湾費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
2 港湾建設費	998,614	760	999,374	(18) 負担金補助 および交付 金	760	国直轄港湾事業負 担金	760		1,000		△240	
						計	760		1,000		△240	
4 空港整備費	24,907	501	25,408	(7) 報 償 費 (8) 旅 費	160 341	空港対策費	501				501	福井空港再整備事業 501
						計	501				501	
(款) 8 土木費 (項) 5 都市計画費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
2 街路事業費	677,575	35,350	712,925	(12) 委 託 料 (21) 補償補填お よび賠償金	2,350 33,000	重要幹線街路事業 費(公共)	35,350	20,185	9,000	(負) 6,407	△242	
						計	35,350	20,185	9,000	6,407	△242	

(款) 9 警察費

(単位 千円)

款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			備 考	
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款) 9 警察費	25,091,233	42,695	25,133,928			44,945	△2,250	
(項) 1 警察管理費	22,772,062	38,043	22,810,105			44,945	△6,902	
2 警察活動費	2,319,171	4,652	2,323,823				4,652	

出(款) 9 警察費

3 交通指導取締費	1,592,671	4,652	1,597,323	(10) 需用費 (12) 委託料	75 4,577	交通安全対策費	4,652				4,652	交通事故防止対策の推進	4,652
						計	4,652				4,652		

(款) 10 教育費								
(単位 千円)								
款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				備 考
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款) 10 教育費	101,735,694	512,899	102,248,593	443,106	11,000	3,309	55,484	
(項) 1 教育総務費	17,103,468	56,900	17,160,368	46,723		3,009	7,168	
3 高等学校費	19,303,850	396,383	19,700,233	396,383				
4 特別支援学校費	8,789,311	38,709	8,828,020				38,709	
5 大学費	7,797,840	11,572	7,809,412		11,000		572	
6 社会教育費	4,874,385	9,335	4,883,720			300	9,035	

(款) 10 教育費 (項) 1 教育総務費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
3 教育指導費	1,221,375	12,865	1,234,240	(19) 扶助費	8,064	教育指導管理費	11,073	2,688		(財) 3,009	5,376	
				(22) 償還金 利息および割引料	1,792	国庫精算返還金	1,792			1,792		
				(27) 繰出金	3,009							
				計	12,865	2,688	3,009			7,168		
7 私学振興費	5,077,059	44,035	5,121,094	(18) 負担金補助 および交付金	44,035	私学振興費	44,035	44,035				私立高等学校等就学支援事業 44,035
				計	44,035	44,035						

(款) 10 教育費 (項) 3 高等学校費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
2 高等学校管理費	2,727,320	396,383	3,123,703	(18) 負担金補助 および交付金	396,383	全日制管理費	391,921	391,921				県立高等学校就学支援事業 391,921
						定通制管理費	4,462	4,462				県立高等学校就学支援事業 4,462
				計	396,383	396,383						

出(款) 10 教育費 (項) 1 教育総務費 (項) 3 高等学校費

(款) 10 教育費 (項) 4 特別支援学校費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳			説明	
				区分	金額			特定財源				
								国支出金	地方債	その他		
3 学校建設費	110,854	38,709	149,563	(21) 補償補填および賠償金	38,709	一般施設整備費	38,709				38,709	
						計	38,709				38,709	
(款) 10 教育費 (項) 5 大学費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳			説明	
				区分	金額			特定財源				
								国支出金	地方債	その他		
1 大学費	7,797,840	11,572	7,809,412	(18) 負担金補助および交付金	11,572	高等教育振興費	11,572		11,000		572	県立大学「Global Gateway (仮称)」整備事業 11,572
						計	11,572		11,000		572	
(款) 10 教育費 (項) 6 社会教育費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳			説明	
				区分	金額			特定財源				
								国支出金	地方債	その他		
2 社会教育指導費	919,825	483	920,308	(22) 償還金利子および割引料	483	社会教育指導管理費	483				483	
						計	483				483	

6 博物館費	1,991,696	8,852	2,000,548	(10) 需用費	300	恐竜博物館費	8,852			(寄)	300	8,552	「チョコレート恐竜展」開催事業 8,552
				(11) 役務費	216								
				(12) 委託料	8,336								
						計	8,852				300	8,552	

(款) 11 災害復旧費								(単位 千円)
款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			備 考	
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款) 11 災害復旧費	8,324,051	218,646	8,542,697	119,157	60,000		39,489	
(項) 1 農林水産施設災害復旧費	1,123,133	40,000	1,163,133				40,000	
2 土木施設災害復旧費	7,200,918	178,646	7,379,564	119,157	60,000		△511	

(款) 11 災害復旧費 (項) 1 農林水産施設災害復旧費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
2 耕地災害復旧費	472,800	40,000	512,800	(18) 負担金補助 および交付 金	40,000	農業干害対策等特 別事業費	40,000				40,000	干害対策等特別事業 40,000
						計	40,000				40,000	
(款) 11 災害復旧費 (項) 2 土木施設災害復旧費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
1 河川等災害復旧 費	7,003,193	178,646	7,181,839	(14) 工事請負費	178,646	河川等災害復旧費 (公共)	178,646	119,157	60,000		△511	土木施設の災害復旧事業(大野市 上打波) 178,646
						計	178,646	119,157	60,000		△511	

(款) 14 予備費							
(単位 千円)							
款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			備 考
				特 定 財 源			
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
				一 般 財 源			
(款) 14 予備費	300,000	400,000	700,000				400,000
(項) 1 予備費	300,000	400,000	700,000				400,000

(款) 14 予備費 (項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
1 予備費	300,000	400,000	700,000	予備費	400,000	予備費	400,000				400,000	米国関税対策予備費の創設 200,000
						計	400,000				400,000	予備費の増額 200,000

継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額または支出額の見込みおよび当該年度以降の支出予定額ならびに事業の進行状況等に関する調書

変更

継続費について前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額または支出額の見込み
および当該年度以降の支出予定額ならびに事業の進行状況等に関する調書

(単位 千円)

款	項	事業名	全 体 計 画					5年度末 までの 支出額	6年度末 までの支出 (見込)額	7年度 支出 予定額	7年度末 までの支出 予定額	8年度 以降支出 予定額	継続費の 総額に 対する 進捗率			
			年 度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳									一般財源		
					特 定 財 源											
					国支出金	地 方 債	そ の 他									
災 害 復旧費	土 木 施 設 災 害 復 旧 費	河川等災害復旧事 業費 (木の勢谷川 大野市上打波地係 砂防堰堤工)	5	補正前の額	150,000	100,050	49,000		950	150,000			150,000		%	27.3
				補 正 額												
				補正後の額	150,000	100,050	49,000		950							
			6	補正前の額	100,000	66,700	29,000		4,300	100,000			100,000		18.2	
				補 正 額												
				補正後の額	100,000	66,700	29,000		4,300							
			7	補正前の額	169,824	113,273	51,000		5,551			280,000	280,000		50.9	
				補 正 額	110,176	73,487	33,000		3,689							
				補正後の額	280,000	186,760	84,000		9,240							
			8	補正前の額										20,000	3.6	
				補 正 額	20,000	13,340	6,000		660							
				補正後の額	20,000	13,340	6,000		660							

款	項	事業名	全 体 計 画					5年度末 までの 支出額	6年度末 までの支出 (見込)額	7年度 支出 予定額	7年度末 までの支出 予定額	8年度 以降支出 予定額	継続費の 総額に 対する 率	
			年 度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳									一般財源
					特 定 財 源									
					国支出金	地 方 債	そ の 他							
			補正前の額	419,824	280,023	129,000		10,801				%		
			計 補 正 額	130,176	86,827	39,000		4,349	150,000	100,000	280,000	530,000	20,000	100.0
			補正後の額	550,000	366,850	168,000		15,150						

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての
前年度末までの支出額または支出額の見込みおよび
当該年度以降の支出予定額等に関する調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
または支出額の見込みおよび当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追 加

(単位 千円)

事 項	限 度 額	6年度末までの 支出(見込)額		7年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備 考
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源	
						国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
越前ものづくりの里プロジェクト事業費	39,618	年度		年度 8~11	39,618				39,618	伝統工芸職人塾の入塾者増加を図るため、令和11年度までの入塾者の早期募集を行い生活費等を支援する。 事業費 39,618千円
道路新設改良事業費(県単)	356,500			8	356,500		288,000	35,650	32,850	道路新設改良事業(県単)の早期完成を図るため、令和8年度施工分を本年度において契約する。
道路維持事業費(県単)	800,000			8	800,000				800,000	道路維持事業(県単)の早期完成を図るため、令和8年度施工分を本年度において契約する。
雪寒機械整備事業費	399,000			8	399,000	253,333	131,000		14,667	雪寒機械整備事業の早期完成を図るため、令和8年度施工分を本年度において契約する。 事業費 399,000千円
河川改良事業費	45,000			8	45,000	22,500	20,000		2,500	河川改良事業(一級河川河和田川)の早期完成を図るため、令和8年度実施分を本年度業務と併せて契約する。 事業費 150,000千円
河川改良事業費(県単)	260,000			8	260,000		64,000	7,200	188,800	河川改良事業(県単)の早期完成を図るため、令和8年度施工分を本年度において契約する。

事 項	限 度 額	6年度末までの 支出（見込）額		7年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備 考
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源	
						国支出金	地 方 債	そ の 他		
砂防事業費（県単）	39,500	年度		年度 8	39,500		18,000	850	20,650	砂防事業（県単）の早期完成を図るため、令和8年度施工分を本年度において契約する。
海岸保全事業費（県単）	500			8	500				500	海岸保全事業（県単）の早期完成を図るため、令和8年度施工分を本年度において契約する。
港湾建設事業費（県単）	43,500			8	43,500				43,500	港湾建設事業（県単）の早期完成を図るため、令和8年度施工分を本年度において契約する。
福井空港再整備事業費	59,945			8	59,945				59,945	福井空港再整備事業の早期完成を図るため、令和8年度実施分を本年度において契約する。 事業費 59,945千円

特別会計予算総表

(単位 千円)

会計名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国支出金	地方債	その他	
公債管理	104,503,875		104,503,875				
用品等集中管理事業	300,211		300,211				
災害救助基金	47,538	2,076	49,614			2,076	
国民健康保険	58,170,449		58,170,449				
母子父子寡婦福祉資金貸付金	93,566		93,566				
県営産業団地整備事業	4,544,504		4,544,504				
中小企業支援資金貸付金	929,503		929,503				
沿岸漁業改善資金貸付金	102,326		102,326				
林業改善資金貸付金	102,795		102,795				
県有林事業	1,210,404		1,210,404				
駐車場整備事業	172,487		172,487				
港湾整備事業	3,881,001		3,881,001				
合計	174,058,659	2,076	174,060,735			2,076	

歳 入		福 井 県 災 害 救 助 基 金				(単位 千円)
款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 財産収入	1,316	2,076	3,392			
1 財産運用収入	1,316	2,076	3,392			
1 利子および配当金	1,316	2,076	3,392	運用利子	2,076	
歳 入 合 計	47,538	2,076	49,614			

歳 出												(単位 千円)
款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		事 業 名	金 額	左 の 財 源 内 訳				説 明
				区 分	金 額			特 定 財 源			一般財源	
								国支出金	地 方 債	そ の 他		
1 民生費	47,538	2,076	49,614									
1 災害救助基金	47,538	2,076	49,614									
1 災害救助基金	47,538	2,076	49,614	(24) 積立金	2,076	災害救助費	2,076			(財) 2,076		
						計	2,076			2,076		
歳 出 合 計	47,538	2,076	49,614				2,076			2,076		